

2025年度事例検討会 刑事訴訟法（2025年12月27日）

解答時間の目安 全体で1時間10分程度

答案提出は任意

答案はPCで作成。答案データを保存しておくこと。

提出は答案のデータを電子メールでmishima@omu.ac.jp宛て送付

提出期限は12月24日（水）24時

基本書等、資料をみながら答案を作成することは避けてください。 刑事訴訟法の勉強があまり進んでいない人は、問題をみて扱われている論点を学んだうえで、問題文と六法だけで答案を作成してください。

〔問題1〕

1 Xは、2025年6月10日午後10時ころ、甲公園近くの路上において、司法警察職員Kにより現行犯逮捕された。その被疑事実は、Xが、逮捕直前に、同公園前の路上において、対立する組織に所属する三谷宏二にたいし鉄パイプでその頭部、上肢、下肢等を多数回にわたり殴打するなどの暴行を加えて重傷を負わせたというものであった。Xとともに三谷を殴った者が2名いたが、逮捕を免れてその場から逃走した。

2 上記逮捕直後に、KがXの着衣を捜索したところ、ズボンのポケットから

6/10 22:00 甲公園
鉄P → MK×

と手書きされたメモが見つかり差し押された。

3 その後、そのメモの筆跡その他の証拠から、当該メモの作成者が、Xが所属する組織の幹部であるYであることが判明した。

4 さらに、その後の捜査によって収集された証拠から、Yも、三谷にたいする上記傷害に深く関与した疑いが濃厚だとして、当該傷害の共同正犯で通常逮捕され、その後勾留され起訴された。

5 Yは、捜査・公判を通じて、2025年6月10日午後10時ころに現場付近にいたことは認めたものの、三谷にたいする傷害についてはまったく無関係だと供述した。

6 檢察官Pは、Yの公判で、三谷にたいする傷害についてYがXと共に謀していたことを立証するため、上記メモを証拠調べ請求した。

7 これにたいして、Yの弁護人Bは、上記メモは伝聞証拠であり、伝聞例外に該当せず、証拠能力は認められないと主張した。

上記メモの証拠能力について論ぜよ。ただし、上記の一連の捜査手続はすべて適法だったとする。

〔問題2〕

1 Xは、2025年6月10日午後10時ころ、甲公園近くの路上において、司法警察職員Kにより現行犯逮捕された。その被疑事実は、Xが、逮捕直前に、同公園前の路上において、対立する組織に所属する三谷宏二にたいし鉄パイプでその頭部、上肢、下肢等を多数回にわたり殴打するなどの暴行を加えて重傷を負わせたというものであった。Xとともに三谷を殴った者が2名いたが、逮捕を免れてその場から逃走した。

2' 上記逮捕直後に、KがXの着衣を捜索したところ、ズボンのポケットから

6/10 22:00 甲公園
Z、鉄P持込み → MK×

と手書きされたメモが見つかり差し押された。

3' KはXに、このメモは誰が書いたのかを質したが、Xは答えなかつた。その後、そのメモの筆跡
その他の証拠から、当該メモの作成者が、X自身であることがあきらかになつた。

4' Xを現行犯逮捕したKは、暗がりで明確には見えなかつたものの、Xとともに三谷を殴った者
一人が、Xと同じ組織に属するZに似ていると感じており、その旨の報告書を作成した。その報告書
や上記メモ等を疎明資料として、Xと共に三谷に暴行を加え傷害を負わせたとの被疑事実で、Z
にたいする逮捕状が請求され、発付された。それを受けたZが逮捕され、その後勾留され起訴され
ことになった。

5' Zは、捜査・公判を通じて、三谷にたいする暴行にはまったく関与していないと供述した。

6' 檢察官Pは、Zの公判で、三谷への傷害についてZがXと共に謀していたことを立証するため、上
記メモを証拠調べ請求した。

7 これにたいして、Zの弁護人Cは、上記メモは伝聞証拠であり、伝聞例外に該当せず、証拠能力
は認められないと主張した。

上記メモの証拠能力について論ぜよ。ただし、上記の一連の捜査手続はすべて適法だったとする。

〔問題3〕

問題2の事案で、Pが、三谷への傷害事件でZの友人Dを取り調べたところ、2025年6月12日にD
はZと会って話しているうちに、Zから、その2日前に自分が鉄パイプを用意して三谷を襲撃して負
傷させたことを打ち明けられたと供述した。そこでPはその旨の供述調書を作成し、Dの署名押印を得た。

捜査・公判を通じて、三谷にたいする傷害への関与を一貫して否定しているZの公判において、D
が証人として召喚され、Pから、当該傷害にZが深く関与したと当人が話しているのを聞いたこと
があるかと尋問された。Dは、真横の弁護人席にいる友人Zの視線に強い圧迫感を抱くとともに、Xや
Zが所属する組織の人間が傍聴席に多数いるのに恐れおののいて、「そのような噂を聞いたことがあ
ると話しただけで、Zから直接そんな話を聞いたことはありません。私が話を聞いたような調書にな
っているのは、検察官のほうで私の話したことを曲解したからではないかと思います」と証言した。

Pは、証人Dに、上記の証言内容で間違いないかを確かめたうえ、PがDを取り調べたときには、
淡々と質問をしており強引な誘導などはなかつたこと、調書作成後の読み聞けもきちんとおこなわれ、
D自身が供述調書に自分の意思で署名押印していることなどの確認をとつた。

そして、Pは、Dへの尋問後、三谷にたいする傷害にZが関与していることを立証するため、Dの
上記検察官面前調書の取調べを請求した。

これにたいして、Zの弁護人Cは、不同意と述べたうえ、当該供述調書は伝聞例外に該当せず、証
拠能力はみとめられないと主張した。

上記立証趣旨に即した証拠として、当該検察官面前調書を事実認定に使用できる余地があるか。